

労働者派遣法にもとづくマージン等率の情報公開

株式会社ピコ・ナレッジ
2019年10月現在

平成24年10月1日の改正労働者派遣法の施行により、派遣元事業主は毎年事業年度終了後、労働者派遣を行う事業所ごとの派遣労働者の数、派遣先の数、派遣先との契約料金の平均額、派遣労働者賃金の平均額、マージン率、教育訓練に関する事項等に関する公開が義務化されました。(法第23条第5項)

※マージン率とは？

$$\text{マージン率} = \frac{(\text{派遣料金の平均額}) - (\text{派遣労働者賃金の平均額})}{(\text{派遣料金の平均額})}$$

1. 各事業所ごとの公開情報

名古屋本社

派遣労働者数	派遣先事業者数	派遣先契約料金の平均額(①)	派遣労働者賃金の平均額(②)	マージン率 ((①-②)÷①)
87	25	26,728円	16,944円	36.6%

東京支社

派遣労働者数	派遣先事業者数	派遣先契約料金の平均額(①)	派遣労働者賃金の平均額(②)	マージン率 ((①-②)÷①)
10	6	23,991円	15,529円	35.3%

大阪支社

派遣労働者数	派遣先事業者数	派遣先契約料金の平均額(①)	派遣労働者賃金の平均額(②)	マージン率 ((①-②)÷①)
7	7	29,286円	19,315円	34.0%

2. 教育訓練に関する事項

- ・ 労働安全衛生教育
- ・ 情報セキュリティ、個人情報保護教育
- ・ ビジネス教育(※外部研修)
- ・ 個別技術教育、資格教育(※外部研修、社内非常勤講師による希望者教育)

3. マージン率に含まれる費用について

- ・ 社会保険料の会社負担分(健康保険、厚生年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等)
- ・ 有給休暇費用(※派遣先に請求できません)
- ・ 教育訓練費用(※派遣先に請求できません)
- ・ 派遣業務外の派遣労働者に係る稼働時間(個別面談等)分の賃金(※派遣先に請求できません)
- ・ 健康診断費用補助
- ・ 営業/管理/採用活動等の事業運営に係る人件費
- ・ その他一般管理費(オフィス費用、宣伝広告費、通信費ほか)
- ・ 営業利益